

議第168号

滋賀県看護職員修学資金貸与金に係る返還金および延滞利子の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県看護職員修学資金貸与金に係る返還金および延滞利子の請求訴訟の提起につき議決を求めることについて

滋賀県は、滋賀県看護職員修学資金貸与金に係る返還金および延滞利子の請求訴訟を提起することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	滞納返還金
1			864,000円
			432,000円
			432,000円
2			420,000円
			146,000円
			274,000円
3			702,000円
			351,000円
			351,000円

2 請求額

上記1の滞納返還金およびこれに対する支払済みまでの年14.5%の延滞利子ならびに支払済みの滞納返還金に対する延滞利子

3 請求の要旨

上記の者は、いずれも滋賀県看護職員修学資金貸与金に係る返還金を滞納し、県は支払いを求めたが、これに応じないことから、滞納返還金および延滞利子の支払いを求める訴えを提起する。

4 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。